

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

勝浦市長 照川 由美子

市町村名 (市町村コード)	勝浦市 (122181)
地域名 (地域内農業集落名)	赤羽根・中里・植野・中島地区 (赤羽根・中里・植野・中島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化及び有害鳥獣被害等による遊休農地の更なる増加が懸念される。
持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
このため、有害鳥獣対策を実施するとともに分散する担い手の農地を集約化する必要がある。
当地域の一部は、昭和30年代または昭和50年代に土地改良事業実施済み。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 当地区は水稻を主に、農地の集積・集約化を進める。
- 地区内外の認定農業者など担い手に農地の集積・集約化を進める。
- 新規就農者を積極的に受け入れる体制を整える。
- 農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- 畑作物、果樹等の高収益作物の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域と位置づける。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
■農地中間管理機構を活用して、認定農業者など担い手や農業を担う者に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
■地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手や農業を担う者段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
■基盤整備事業実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
■関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を確保・育成する体制を整備する。 ■経営規模拡大の意欲がある農業者については、認定農業者となるよう働きかけを行う。 ■担い手が活用する補助事業、融資制度、共済制度について積極的な活用を促す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
■活用予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区内共同で有害鳥獣防止柵などを設置する。
 ③農協で実施しているドローンによる航空防除などを利用しスマート農業を推進する。